

岩尾内科デイサービスそらはな
通所介護事業所及び
介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業
重要事項説明書

第1条（事業の目的）

医療法人岩尾内科医院が開設する指定通所介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、サービスの提供にあたる従業者（以下、「従業者」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者、並びに閉じこもり予防や自立支援を必要とする高齢者（以下、「利用者」という）に適正な介護サービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. サービスの提供にあたっては、通所介護計画書に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービス、医療機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

名 称 岩尾内科デイサービスそらはな
所在地 福岡県中間市中尾 1-1-7
T E L (093) 245-0036
管理者 岩尾 政明
介護保険事業者番号 4072800339

第4条（従業者の職種、員数）

当指定事業所に勤務する職種、員数、及び職種内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1 名（常勤・岩尾内科院長と兼務）
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、利用者の健康管理を行う。
また、通所介護計画書を作成し利用者やその家族へ計画内容の説明をする。
2. 生活相談員（2 名以上）
生活相談員は、利用者の様々な相談を受け、援助にあたる。
3. 看護職員（3 名以上）
看護職員は、利用者の健康管理を主に行う。
4. 介護職員（8 名以上）
介護職員は当施設での利用者の介護一般を行う。
※介護予防・日常生活支援総合事業の従事者 1 名含む。
5. 機能訓練指導員（3 名以上）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
6. その他職員 事務職員（1 名）

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日～土曜日 ただし、8月14日、15日・12月30日～1月3日を除く。
2. 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
3. サービス提供時間 午前9時～午後4時30分

第6条（利用定員）

1日の利用定員は40名までとする。緩和した基準に基づくサービスの利用定員は5名とする。

第7条（業務内容及び利用料金等）

当指定事業所の業務内容は次のとおりとする。またサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、介護保険法第49条の2に規定する要介護被保険者及び第59条の2に規定する居宅要支援被保険者は、その2割の額、または3割の額とする。

1. サービス内容

心身機能の回復と維持を目的とした健康チェック・機能訓練・レクリエーション・食事サービス・入浴サービス・送迎・その他の日常生活の世話。また、通所介護計画書を作成し利用者やその家族へ計画内容を説明する。

2. 利用料等

◆通所型独自サービス利用料（一ヶ月定額制）

	単位数	加 算 単 位		合計 単位数	負担 割合	利用者 負担額
		科学的介護 推進体制加算	介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ※1			
要支援1	1,798 ㍿	40 ㍿	165 ㍿	2,003 ㍿	1 割	2,003 円
					2 割	4,006 円
					3 割	6,009 円
要支援2	3,621 ㍿	40 ㍿	329 ㍿	3,990 ㍿	1 割	3,990 円
					2 割	7,980 円
					3 割	11,970 円
送迎減算			送迎を行わない場合、片道につき減算	-47 単位	1 割	-47 円
					2 割	-94 円
					3 割	-141 円

◆介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用料（一ヶ月定額制）

	単位数	負担割合	利用者負担額
要支援1	1,259 ㍿	1 割	1,259 円
		2 割	2,518 円
		3 割	3,777 円
要支援2	2,535 ㍿	1 割	2,535 円
		2 割	5,070 円
		3 割	7,605 円
入浴介助加算※2	100 ㍿	1 割	100 円
		2 割	200 円
		3 割	300 円

※1 基本料金に、各種加算を加えた料金の9.0%

※2 入浴サービスを実施した月に加算

◆通所介護サービス利用料（１日につき）

サービス提供 時間数	負担割合	３時間以上４時間未満		４時間以上５時間未満		５時間以上６時間未満	
		単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額
要介護１	１割	370 単位	370 円	388 単位	388 円	570 単位	570 円
	２割		740 円		776 円		1,140 円
	３割		1,110 円		1,164 円		1,710 円
要介護２	１割	423 単位	423 円	444 単位	444 円	673 単位	673 円
	２割		846 円		888 円		1,346 円
	３割		1,269 円		1,332 円		2,019 円
要介護３	１割	479 単位	479 円	502 単位	502 円	777 単位	777 円
	２割		958 円		1,004 円		1,554 円
	３割		1,437 円		1,506 円		2,331 円
要介護４	１割	533 単位	533 円	560 単位	560 円	880 単位	880 円
	２割		1,066 円		1,120 円		1,760 円
	３割		1,599 円		1,680 円		2,640 円
要介護５	１割	588 単位	588 円	617 単位	617 円	984 単位	984 円
	２割		1,176 円		1,234 円		1,968 円
	３割		1,764 円		1,851 円		2,952 円

サービス提供 時間数	負担割合	６時間以上７時間未満		７時間以上８時間未満	
		単位数	利用者負担額	単位数	利用者負担額
要介護１	１割	584 単位	584 円	658 単位	658 円
	２割		1,168 円		1,316 円
	３割		1,752 円		1,974 円
要介護２	１割	689 単位	689 円	777 単位	777 円
	２割		1,378 円		1,554 円
	３割		2,067 円		2,331 円
要介護３	１割	796 単位	796 円	900 単位	900 円
	２割		1,592 円		1,800 円
	３割		2,388 円		2,700 円
要介護４	１割	901 単位	901 円	1,023 単位	1,023 円
	２割		1,802 円		2,046 円
	３割		2,703 円		3,069 円
要介護５	１割	1,008 単位	1,008 円	1,148 単位	1,148 円
	２割		2,016 円		2,296 円
	３割		3,024 円		3,444 円

	加 算 単 位 等	単位数	負担 割合	利用者 負担額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	個別機能訓練加算（Ⅰ） ロ	76 単	1 割	76 円	個別機能訓練を実施した日数 ※3
			2 割	152 円	
			3 割	228 円	
	入浴介助加算（Ⅰ）	40 単	1 割	40 円	入浴サービスを実施した日数 （どちらか一方を算定する）
			2 割	80 円	
			3 割	120 円	
	入浴介助加算（Ⅱ）	55 単	1 割	55 円	
			2 割	110 円	
			3 割	165 円	
	科学的介護推進体制加算	40 単	1 割	40 円	LIFE への情報提供
			2 割	80 円	
			3 割	120 円	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	※4	1 割	※4 の 1 割	基本料金に各種加算を加えた料金の 9.0%
			2 割	※4 の 2 割	
			3 割	※4 の 3 割	
	送 迎 減 算	-47 単	1 割	-47 円	送迎を行わない場合、片道につき減算
			2 割	-94 円	
			3 割	-141 円	

※3 在宅生活が継続できるよう生活機能の維持・向上に資する支援を行うため、職員がお宅を訪問し、状況を確認させていただきます、計画書を作成したうえで行います。

※4 基本料金に、各種加算を加えた料金の 9.0%

- 別途利用料** ① 食材料費 550 円／日 ②レクリエーション材料費 200 円／月
 ③ 日常生活費 実費 ④各教室費用 実費
 ⑤ 通常事業実施地域外の利用者にサービスを提供した場合の交通費は徴収しない

第 8 条（通常の事業実施地域）

福岡県 中間市・北九州市八幡西区
 遠賀郡（水巻町、岡垣町、芦屋町、遠賀町）・鞍手郡（鞍手町）

第 9 条（秘密保持）

1. 従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
2. 但し、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとする。

第 10 条（非常災害対策）

災害に対しては、下記のとおり計画・実施するものとする。

1. 防火管理者の選任と役割分担…防火管理上必要な業務の実施責任者として
防火管理者を選任し、必要な業務を行なう。
2. 消防計画書の作成（地震・防災応急計画を含む）

第 11 条（緊急時等における対応方法）

当施設内において、あるいは送迎時において緊急事態が発生した場合速やかに対処する。

第 12 条（苦情対応）

利用者からの相談や苦情に対する常設の窓口として担当者を配置し、速やかに対処する。

○ 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1. あり 2. なし
	② なし		

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用者様相談窓口	所在地	中間市中尾 1－1－7
	電話番号	093－245－0036（直通）
	F A X	093－245－7381（代表）
	担当者	宮原真理子・瀬尾しのぶ

○ 公的機関においても、次の窓口において苦情申し出等ができます。

福岡県国民健康保険団体連合会 事業部 介護保険課 介護サービス相談窓口	所在地	福岡県福岡市博多区吉塚本町 1 3－4 7
	電話番号	092－642－7859
	F A X	092－642－7856
福岡県広域連合 遠賀支部 (水巻・岡垣・芦屋・遠賀)	所在地	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 5 1 3
	電話番号	093－291－5266
	F A X	093－291－5281
福岡県広域連合 鞍手支部	所在地	福岡県宮若市宮田 6 8－5
	電話番号	0949－34－5046
	F A X	0949－34－5047
中間市役所 介護保険課 給付係	所在地	福岡県中間市中間 1－1－1
	電話番号	093－246－6283
	F A X	093－244－0579
八幡西区役所 保健福祉課 介護保険担当	所在地	福岡県北九州市八幡西区黒崎 3－1 5－3
	電話番号	093－642－1446
	F A X	093－642－2941
水巻町役場 福祉課 高齢者支援係	所在地	福岡県遠賀郡水巻町頃末北 1－1－1
	電話番号	093－201－4321（代表）
	F A X	093－201－4423（代表）
岡垣町役場 長寿あんしん課 地域包括支援係	所在地	福岡県遠賀郡岡垣町野間 1－1－1
	電話番号	093－282－1211（代表）
	F A X	093－282－1299

芦屋町役場 福祉課 高齢者支援係	所在地 福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 - 2 0 電話番号 093-223-3536 F A X 093-222-2010
遠賀町役場 福祉課 福祉高齢者支援係	所在地 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 5 1 3 電話番号 093-293-1294 F A X 093-293-0806 (代表)
鞍手町役場 福祉人権課 高齢者支援係	所在地 福岡県鞍手郡鞍手町中山 3 7 0 5 電話番号 0949-42-2111 (代表) F A X 0949-42-5693 (代表)

第 13 条（虐待防止のための措置に関する事項）

当指定事業所は虐待を防止するため、下記のとおり措置を講じるものとする。

1. 虐待防止のための指針を整備し、指針に基づいて虐待防止の取り組みを実施する。
2. 虐待防止委員会を組織し、定期的および必要に応じて開催し、虐待防止に係る諸事項を検討する。
またその会議結果については職員に周知する。
3. 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

第 14 条（感染症対策の強化に関する事項）

1. 感染症の予防および発生時におけるまん延の防止の取り組みについて、指針を定める。
2. 感染対策委員会を組織し、定期的および必要に応じて開催し、予防対策を検討する。
3. 感染対策に関する研修を年 2 回および新規採用時、また必要に応じて実施する。

第 15 条（業務継続計画（BCP）の策定に関する事項）

1. 感染症や災害が発生した場合において、サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時体制で早期の業務再開を図るための方針、体制、手順を定めた計画を策定する。
2. 業務継続策定に関する研修を年に 1 回以上および新規採用時、訓練を年に 1 回以上実施する。